

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、2018年5月16日で有効期限を迎える。

駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下
にあり、本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基
地への統合」などを含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在
日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されている。

海兵隊施設には、4,854人（平成29年3月）、嘉手納以南の対象施設には3,734
人（平成29年3月）の日本人従業員が勤務しており、状況如何によっては駐留軍
等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に駐留軍
関係離職者等臨時措置法に基づく雇用対策が不可欠である。

昨今の全国的な雇用情勢は、完全失業率3%台で推移しているが、県内の失業
率は全国の約2倍で推移している。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いこ
とから平均年齢46.3歳と高い状況にある。こうした状況の中、万が一、大規模な
人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、
地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必定である。

よって、国におかれては、駐留軍労働への理解と駐留軍関係離職者等臨時措置
法の必要性を勘案のうえ、同法の有効期限を再延長されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月20日
沖縄県豊見城市議会

あて先 厚生労働大臣、防衛大臣